

明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画の見直しについて

1. 目的

本協議会は、地域公共交通活性化再生法に基づき、平成 21 年 3 月に明知鉄道沿線地域公共交通総合連携計画を策定し、その後 2 回の改正を経ながら、公共交通ネットワークの維持、活性化に向けた施策を実施してきました。

一方、恵那市では、昨年度より従来の交通体系の取組みに加えて、自家用有償運送や福祉輸送、スクールバス等の多様な移動手段を含めて交通体系の見直しを行っております。見直しでは、実状に合わせてより具体化させたり、事業を新設する必要があることが明らかとなりました。そのため、MaaS や運賃など現計画に示したものを更に補強する必要があることや恵那市のバス路線等の詳細を別に定めること等が必要であると判断し、任意計画である「恵那市地域公共交通計画」を策定しました。

この任意計画を踏まえた、現計画の見直しが必要であることや、昨年 11 月の法改正への対応もあることから、計画期間の途中ではありますが、現計画を法改正に基づいた基本方針に沿って見直しを行い、路線やダイヤ・運賃の見直しや新たな技術の活用を加速し、地域公共交通の改善を図っていきます。

2. 経緯（地域公共交通活性化再生法について）

- 平成 19 年制定
- ・地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者が参加する法定の協議会設置を可能とする。
 - ・「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。
- 平成 26 年改正
- ・①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）
 - ・②面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
 - ・バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。
- 令和 2 年改正
- ・地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
 - ・「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。

3. 改正法・特例法のポイント

（1）地域が自らデザインする地域の交通

- ・「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ（地域交通マスタープランのバージョンアップ）
- ・自家用有償旅客運送や福祉輸送等も計画に位置付け
- ・利用者数や市負担額等の定量的な目標を設定し、PDCA を強化 等

（2）輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ・従来の輸送に代わり、地域の実情に応じた旅客運送サービスの継続を実現
- ・自家用有償旅客運送の運行管理等を交通事業者が協力することで、運送の安全性向上を図

る。運送対象者の緩和により、観光ニーズも対応 等

(3) 効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現

- ・等間隔運行や定額制乗り放題運賃、乗継割引運賃等のサービス改善を促進
- ・乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制の適用除外(特例法)により、複数事業者間でのサービス連携が可能
- ・MaaSの円滑な普及促進に向けて、事業計画の認定制度や協議会制度を創設 等

4. 地域公共交通計画における記載事項

- (1) 基本方針
- (2) 区域
- (3) 目標
- (4) 事業及びその実施主体
- (5) 達成状況の評価
- (6) 計画期間
- (7) その他必要と認める事項

5. 見直し手順

地域公共交通の現状・問題点、課題の再整理

↓

地域公共交通の基本方針・目標の再検討

↓

目標の実現のための施策の再検討

↓

計画案の作成

↓

パブリックコメントの反映

↓

協議会の承認

5. 作成スケジュール

日程	協議会	事務局	内容
令和3年 6月3日	○		・計画の見直しについて
		○	・現状整理、ニーズ把握 ・問題点、課題の検討 ・目標実現のための施策の検討 ・骨子案の作成
10月	○		・計画(素案)について
		○	・パブリックコメント
12月	○		・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和4年 3月		○	・計画公表